



資料4



埼玉県における 地方分権改革の取組について

平成26年2月14日

埼玉県企画財政部企画総務課

小島 康雄



ハローワーク特区

- ・ 平成24年10月、「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」を開設
- ・ 「アクション・プラン（平成22年12月閣議決定）」等に基づき、ハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う

ポイント1

若者、女性など幅広い方が安心・気軽に利用できるハローワークを実現

誰でも気軽に使える「安心・便利なハローワーク」

- ① 平日19時まで営業
(日中多忙な人も利用可能)
- ② JR主要結節駅から徒歩3分の好アクセス
(オフィスや商業施設のある複合ビルに設置)
- ③ 子ども連れでも安心して利用
(授乳室やキッズスペースを完備)

ポイント2

利用者の状況に応じた支援をワンストップで提供

県のカウンセリングからハローワークの職業紹介、生活相談まで一体的に支援

サテライト独自に付加した機能

カウンセリング

- ・ 若者コーナー（県）
- ・ 中高年コーナー（県）
- ・ 女性コーナー（県）

生活・住宅
総合相談
コーナー

（県・さいたま市）

職業紹介

- ・ 新卒コーナー（国）
- ・ マザーズコーナー（国）
- ・ ハローワークコーナー（国）
- ・ 福祉人材就職コーナー（県）

就職

総合受付

総合ガイド

ベテランカウンセラーが利用者を最適なコーナーにご案内

求職者の生活資金・住宅確保などの困りごとにも対応

じっくり時間をかけた県のカウンセリングとハローワークの豊富な求人紹介を連携



市町村への権限の移譲

- 広域連携の仕組みも活用して、県内49市町村に対してパスポート交付事務の権限を移譲

ねらい

(住民) パスポートセンターが遠くて不便

市町村への権限移譲により身近に窓口を開設

課題

(市町村) 負担が大きく受け入れできない

広域連携の仕組みを活用
(中心市への事務委託)

パスポート交付事務移譲市町村 (H26)
全63市町村のうち、49市町村へ移譲

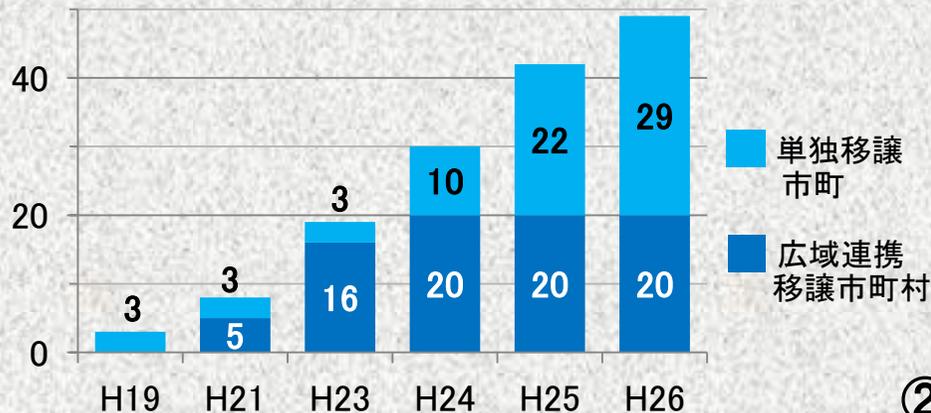
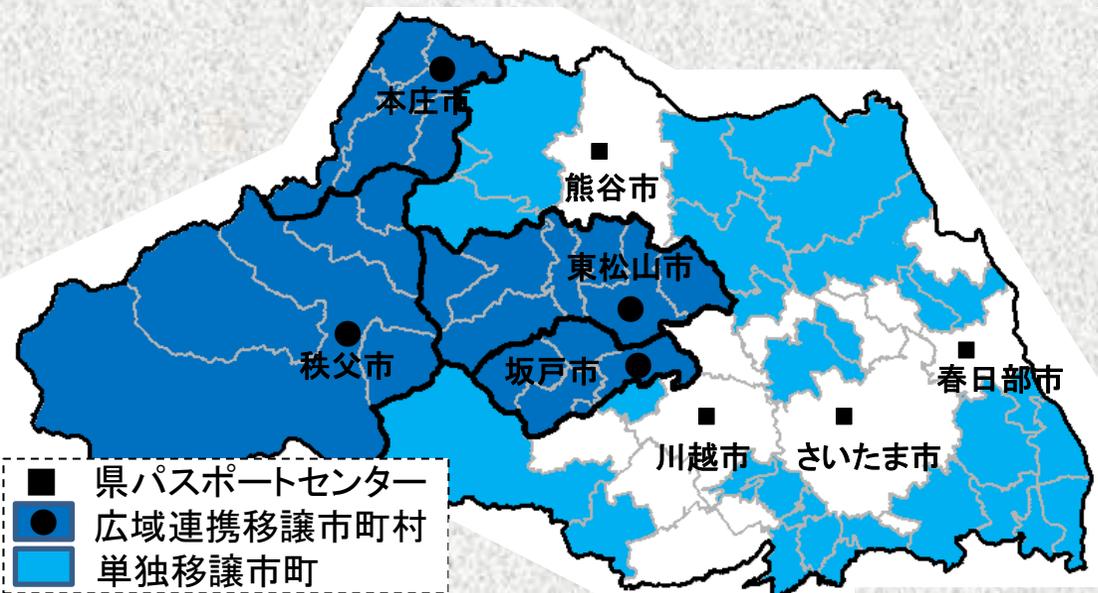
パスポート交付事務移譲市町村の推移

19年度 県センターから離れた大きな市に移譲(3市)

21年度～広域連携の仕組みの活用(4地域20市町村)

➡ 移譲が大幅に拡大

24年度～他の地域でも広く移譲が拡大(新たに26市町)





義務付け・枠付けの見直しに関する条例対応



- 第1次・第2次一括法の成立に伴い、延べ22条例を制定・改正
- 国が一律に定めていた基準ではなく、埼玉県独自の基準を迅速に条例化

本県独自の基準の例

内容	国の基準	県独自の基準
特別養護老人ホームの居室定員	1人	原則1人（4人まで可）
保育所の居室面積 （1人当たり） （0歳児、1歳児）	“はいはい”しない児童 1. 65㎡以上 “はいはい”する児童 3. 3㎡以上	“はいはい”する、しないにかかわらず 3. 3㎡以上 ※ ただし、待機児童が100人以上で 地価が高い市（川口市、朝霞市）で は、特に待機児童が多い1歳児のみ 2. 5㎡以上
車道における 自転車レーンの規定	なし	新たに規定 幅員1. 5m以上（1mまで縮小可）